

社会医療法人社団蛭水会 名戸ヶ谷記念病院
適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等に、医師をはじめとする医療従事者が、終末期における最善の医療・ケアを提供するために、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行った上で、患者本人の意思を最大限に尊重しつつ、医療・ケアを進めるものとする。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2~3か月と予測が出来る場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から数年にかけて死を迎える場合

尚、どのような状態が人生の最終段階であるかは、患者の状態を踏まえ、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
- (2) 本人の意思は変化し得るものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、また本人との話し合いを繰り返し実施するよう努める。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態となることを予測し、話し合いには家族等の同席を求め、本人の意思を共有するよう努める。また話し合いに先立ち、本人に対し信頼に足る特定の家族を意思推定人として定めるよう促す。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始並びに不開始、医療・ケア内容の変更並びに中止、及び終了等は、医療・ケアチームによる医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断する。
- (5) 医療・ケアチームは可能な限り患者の疼痛や不快症状を緩和させると共に、本人並びに家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うべく努める。
- (6) 生命を短縮させる意図に基づく積極的安楽死は、本指針の対象とはならない。

4. 人生の最終段階における医療・ケア方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

- (1) 本人の意思が確認できる場合

- ①本人の状態に応じた医学的検討を経て、医師等の医療従事者から本人に適切な情報の提供を行う。その上で、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえ、あくまでも本人の意思を尊重しつつ、医療・ケアチームとしての方針を決定する。
 - ②時間の経過、心身状態の変化、医学的評価の変化等により本人の意思は変わり得るものであることを認識し、適切な情報の提供と説明に基づき、本人が自らの意思を都度にし、伝えることが出来るよう支援を行う。
 - ③上記のプロセスにおいて協議した内容は、診療録に記録しておく。
- (2) 本人の意思が確認できない場合
- 本人の意思確認が出来ない場合は、次の手順により医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。
- ①家族等が本人の意思を推定出来る場合は、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針を選択する。
 - ②家族等が本人の意思を推定出来ない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとって最善と思われる方針を選択する。また、時間の経過、心身状態の変化、医学的評価の変化等に応じて、上記のプロセスを繰り返し実施する。
 - ③家族等がない場合、若しくは家族等が判断を医療・ケアチームに委ねた場合は、十分な検討の上本人にとって最善と思われる方針を選択する。
 - ④上記のプロセスにおいて協議した内容は、診療録に記載しておく。
- (3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置
- 上記(1)及び(2)の場合における方針の決定に際し、
- ①医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ②本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
 - ③家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合
- などについては、医療・ケアチーム以外の第三者を含めたカンファレンスを行い、方針等についての助言を得た上で、検討を行うこととする。

令和6年7月1日制定